

神栖市社協介護機器貸出事業実施要項

(目的)

第1条 この要項は、介護保険制度及び障害者自立支援法の対象とならない在宅生活者等や、緊急一時的に傷病等により日常生活に支障のある地域住民に対して、介護機器を貸出することにより、利用者及びその家族の自立に向けた生活負担や介護負担の軽減を図り、その福祉の増進に質することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会とする。

(貸出対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内の居住者で次の各号に掲げる者とする。

- (1) 傷病等により一時的に介護機器の必要となった在宅生活者
- (2) 介護保険制度非該当の障害(児)者
- (3) 在宅での緩和ケアを必要とする者
- (4) その他、本会会長が必要と認めたもの

(申請)

第4条 介護機器の貸出を受けようとする者は、神栖市社協介護機器貸出事業申請書(様式第1号)を会長に提出するものとする。

- 2 申請の受付は、国民の休日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。

(介護機器の種類)

第5条 貸出する介護機器の種類は、次の通りとする。

- 特殊寝台及び付属品
- エアーマット等の床ずれ予防用具
- 歩行器・杖等の歩行支援用具
- 車椅子

(貸出期間及び費用負担等)

第6条 貸出期間及び費用負担については、前条の 及び を最長6ヶ月以内とし、 及び を2週間(14日)以内とする。

- 2 利用者からの利用料は徴せず、介護機器返還時に必要となる消毒に関わる実費のみの負担とし、その額は別表の通りとする。

- 3 前項で、利用者が被保護世帯の場合は担当ケースワーカーの意見書（様式第2号）の添付により、消毒料の全額を免除する。また、利用者が非課税世帯の場合は非課税証明書
書の添付により、消毒料を半額とする。

（衛生管理）

第7条 介護機器貸出事業に使用する備品等は清潔を保持するため、定期的な消毒を施す
等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 付則 この要項は、昭和61年7月1日より施行する。
この要項は、平成9年4月1日より施行する。
この要項は、平成12年4月1日より施行する。
この要項は、平成17年8月1日より施行する。
この要項は、平成18年2月1日より施行する。
この要項は、平成19年4月1日より施行する。

（別表）

単位：円

介護機器名	消毒料 / 1台	非課税世帯
ハイローベット(3モーター)	4,725 円(消費税込み)	2,362 円
ハイローベット(2モーター)	4,725 円(消費税込み)	2,362 円
エアーマット	2,625 円(消費税込み)	1,312 円

被保護世帯の消毒料は免除する

消毒額は専門業者の実施により変動する場合がある

車椅子、歩行器、杖等の軽微なものの消毒は本会にて実施する